

弘前市農業委員募集要項

1. 募集人数

26人

2. 任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3. 身分及び報酬の額

- ・身分：弘前市の特別職の地方公務員（非常勤職員）
（地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項に基づく）
- ・報酬：基本給 月額40,000円（ほかに能率給あり）

4. 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）に出席し、農地法や他の法令に基づき、農地の権利に係る許可等に関して審議を行い、併せて審議に関連する現地調査を行う。
 - (2) 農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地利用の集積・集約化、農業への新規参入の促進に関する活動を行う。
 - (3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について関係行政機関等に対する意見」を決定し提出する。
 - (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供を行う。
 - (5) 農業委員会等が開催する会議や研修会に出席する。
- ※ 活動内容を月毎に記録し、農業委員会事務局へ提出する。

5. 農業委員の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる、委員の選任予定日において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者。

- (1) 弘前市の職員でない者
※地方公務員法第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。
- (2) 次の(ア)(イ)に該当しない者

- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 満20歳以上である者（令和4年4月1日現在）

6. 推薦・応募に係る様式、書類

(必要に応じ、下記以外の書類の提出を求める場合がある。)

法人・団体による推薦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の委員推薦・応募書（様式第1号） ・ 戸籍情報等を確認することについての同意書（様式第2号）（被推薦者分） ・ 農業委員会の委員候補者推薦承諾書（様式第3号） ・ 推薦をする法人・団体の規約等の写し
個人による推薦 (推薦日において満20歳以上の者3人以上の連名による推薦であること。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の委員推薦・応募書（様式第1号） ・ 戸籍情報等を確認することについての同意書（様式第2号）（推薦者・被推薦者分） ・ 農業委員会の委員候補者推薦承諾書（様式第3号）
本人による応募	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の委員推薦・応募書（様式第1号） ・ 戸籍情報等を確認することについての同意書（様式第2号）（応募者分）

(注) 「見識度」、「熱意・意欲」、「責任感・指導力」、「調整力」、「公平性」の5項目について評価し選考を行うため、応募書類は留意して作成すること。

7. 推薦・応募に係る様式の入手方法

【窓口で入手】

様式設置窓口

- ・ 弘前市農林部農政課、弘前市農業委員会事務局
- ・ 岩木総合支所総務課
- ・ 相馬総合支所総務課
- ・ 各出張所

【インターネットで入手】

- 弘前市ホームページ(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>) からダウンロード

8. 募集期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）まで

申し込み先へ直接応募する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに必要書類を提出し応募すること。

郵送により応募する場合は、令和3年10月29日必着。

※申し込み状況により募集期間を延長する場合は、弘前市ホームページなどにより公表する。

9. 推薦・応募状況の公表

農業委員会等に関する法律第9条及び農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により、募集期間の中間と期間終了後に、提出された書類を基に、次の内容を弘前市ホームページ上で公表する。

- ・応募者総数、被推薦者数、自ら応募した者の数及び応募者総数のうちの認定農業者数
- ・法人・団体による推薦の場合、推薦者の名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員たる資格その他の当該推薦者の性格を明らかにする事項
- ・個人による推薦の場合、推薦者の氏名、職業、年齢及び性別
- ・被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、及び認定農業者の該当の別
- ・推薦又は応募の理由
- ・委員活動の希望地区
- ・農地利用最適化推進委員へ推薦又は応募しているか否かの別

10. 農業委員候補者の選考結果の通知

農業委員候補者の選考結果は、被推薦者及び応募者へ書面で通知する。

11. 農業委員の委嘱

農業委員候補者については、弘前市長が、選考委員会の答申を尊重して、農業委員とするべき候補者を決定し、弘前市議会の同意を得た後に、任命する。

12. その他

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできるが、両委員を兼務することはできない。
- ・推薦書等の内容確認のため必要な場合は、本人又は関係機関等へ照会を行う場合がある。

13. 問い合わせ・応募先

弘前市農政課 農地支援係

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 弘前市役所前川本館 3階

電話 0172-40-0656